

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田8-1-13
評価実施期間	平成 30年 4月 13日 ~ 平成 30年 12月 26日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	にじいろ保育園 佐倉 ニジイロホイクエン サクラ		
所 在 地	〒 285-0045 千葉県佐倉市白銀1-24-5		
交通手段	京成佐倉駅よりバスで10分・JR佐倉駅よりバスで10分 白銀3丁目バス停下車すぐ		
電 話	043-309-7526	FAX	043-309-7535
ホームページ	https://www.like-kn.co.jp/academy/		
経 営 法 人	ライクアカデミー株式会社		
開設年月日	2008年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	佐倉市内								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	10	10	10	10	11	60		
敷地面積	2214, 52㎡			保育面積			496, 86㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科検診・歯科検診・尿検査・身体測定								
食事	完全給食（独自の献立と手作りおやつ、夕補食を提供しています。）								
利用時間	平日（7：00～20：00）土曜日（7：00～19：00）								
休 日	日曜・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）								
地域との交流	老人施設との交流・ふれあい会の開催・運動会、夕涼み等の案内								
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	18	9	27	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	19	0	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	0	
	園長	主任保育士		
	1	1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	佐倉市役所（子育て支援課 043-484-6245）	
申請窓口開設時間	佐倉市役所にお問い合わせ下さい。	
申請時注意事項	佐倉市役所にお問い合わせ下さい。	
サービス決定までの時間	佐倉市役所にお問い合わせ下さい。	
入所相談	佐倉市役所にお問い合わせ下さい。	
利用代金	佐倉市役所にお問い合わせ下さい。	
食事代金	佐倉市役所にお問い合わせ下さい。	
苦情対応	窓口設置	園長（苦情解決）・主任保育士（苦情受付）
	第三者委員の設置	保護者代表・民生委員・本部・園長

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>〈理念〉 のびやかに育て だいちの芽</p> <p>〈基本方針〉 みとめ愛・みつめ愛・ひびき愛 信頼・安定・共感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽だまりのような保育園 ・地域と共に育つ保育園 ・子どもと共に輝いていける保育園
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・陽だまりのように温もりのある環境で、一人ひとりを大切にしたい保育を目指しています。 ・手作り玩具や地域の自然を活用し、心身共に健康な子どもに成長できる保育を大切にしています。 ・安全衛生に配慮し、安心安全な保育をしています。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的で「陽だまり」のように温かく、一人ひとりを大切にしたい保育を重視しています。 ・色々な人と関わりながら自分らしさを発揮できる場があり、生き生きと生活や遊び、活動ができる保育を大切にしています。 ・子ども達が好奇心を持つような手作り玩具や自然環境を活かして豊かな出会いと体験、そして「ありがとう」という感謝の気持ちを大切にしています。 ・子どもを中心にしながら、保護者、保育園、地域が共に子育ての楽しさを分かち合える保育園を目指しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

○近隣の豊かな自然環境を生かし、全職員が全園児を見守る家庭的な保育を大切にしています

園の周辺にはいくつもの公園があり、5歳児が2歳児と手をつないで園外散歩に出かけたり、5歳児が隊長となり3、4歳児と公園へ探検に出かけるなど豊かな自然環境を生かし保育に取り入れています。園庭や園舎の裏に畑があり、さつま芋やミニトマトといったさまざまな野菜を育てるなど自然とのかかわりを大切にしています。畑づくりや異年齢散歩など保育の中で、年齢の異なる子ども同士がかかわったり、職員が食物の栽培方法を手本となって知らせるなど、人とかかわりや、かかわりの中で継承される機会が多くあります。園長や主任が中心となって、朝礼や終礼、クラス会議や保育会議、職員会議やパート会議などを通して、園児の様子を全職員で共有する機会を多く取り入れています。伝達内容は会議録や伝達ファイルに細かく記録し、会議に参加していない職員も閲覧することで園児の様子を把握できるよう工夫しています。全園児の様子を全職員で共有することにより、どのクラスの保護者や園児に対してもかかわることができるよう、家庭的な雰囲気作りを大切にしています。散歩や戸外遊び、さまざまな行事の中で異年齢が交流する機会が多く、学年ごとのクラスに限らずさまざまな子どもや職員とかかわり合える事も、家庭的な雰囲気につながっています。

○栄養士、調理員、保育士が連携し、食への関心や安全に配慮し、豊かな食育活動を行っています

食育計画とともにクッキング計画書を作成し、田植えや稲刈り、米とぎやおにぎり作り、さつま芋やピーマン、トマトやなすの苗植え、キャベツちぎりやとうもろこしの皮むきなど、0～5歳児が年齢に合わせて計画的に食物の栽培から調理体験を行っています。年間の中で、ジュースや清涼飲料水についてや栄養と身体の健康についてなど栄養士から園児に伝える機会を設けています。また、食物アレルギーのある子どもへの配膳では、誤配膳を防ぐために職員同士が手渡しで確認し合うなど徹底しています。近隣の高齢者施設へ訪問に行くときには、手巻きずしのお弁当を持参するなど、子どもたちが楽しく食事ができるよう栄養士や調理員が工夫して調理を行っています。玄関ホールには、本日の献立のサンプルが展示されており、毎日の給食やおやつの内容がわかるようになっています。献立は法人のライクアカデミーの作成した献立に沿いつつ園独自に隔月で郷土汁を献立に取り入れ、食に対して興味関心が持てるよう工夫しています。

○理念や保育目標や自己目標とリンクした職員ごとの「身に着けたい資質」「受講させたい研修」と個別研修計画を策定し、積極的に研修を受講するなど資質向上に取り組んでいます

理念や保育目標、職員の自己目標とリンクした職員ごとの「身に着けたい資質」「受講させたい研修」を設定し、それとリンクした個別研修計画を策定し、職員が積極的に研修を受講しています。事前に年度目標や自己評価などを成長支援評価シートに記入したうえで、全職員に面接を年2回行い、本人の保育の悩みや希望を聞き理念や保育目標と具体化した自己目標を設定します。そのうえで自己目標とリンクした職員ごとの「身に着けたい資質」「受講させたい研修」を設定し個別研修計画を作成しています。個別研修計画に基づき、わらべうた、手遊び、年齢別発達理論、障がい児、安全、運動発達、コミュニケーションスキル、地域子育て支援など全職員が多様な外部研修を年3、4回受講するなど、理念・保育目標と研修計画の整合が取れた旺盛な研修活動を展開し資質向上に取り組んでいます。

さらに取り組みが望まれるところ

●理念に基づき、伝統を保持しつつも、時代にあった行事計画となるよう職員全体の力を引き出して検討してはどうかでしょうか

園の年間行事計画は、食育体験や保育参加、夕涼み会、ふれあい会、バス遠足、もちつき、クリスマス会、生活発表会、運動会、卒園遠足など、充実した内容となっています。保育の中では体操教室やリズム活動なども取り入れています。しかし、職員から、社会性を身につけるための行事を行ったなどの意見があげられています。今年度も台風のため夕涼み会が実施できない事態になったときには、職員の提案により夕涼み週間として行事の方法を変更して行うことができ、行事後のアンケートでは保護者の方から好評を得ています。時代の変遷の中で保護者の要望や必要な保育内容も変わってきます。今までのことをそのままに、さらに新しいことを行おうとすると職員の負荷が増加するなどリスクも伴います。保護者の意見も踏まえつつ、一定の時間をかけて行事全体を職員全体の力で検討・見直し、理念に基づき、伝統を保持しつつ、時代に合った行事計画となるよう検討してはどうかでしょうか。

●子どもが主体的に活動できる環境設定のさらなる工夫を、職員全体で検討してはどうかでしょうか

各クラスの環境設定は、担当職員が工夫して行っています。絵本の表紙が見えるよう並べたり、手作りおもちゃを棚に並べるなど、子どもが自ら遊びたい遊具を選び、手に取れる環境になるよう工夫されています。クラスに置いてある遊具は、種類ごとにケースに入れられており、ケースにはイラストや写真がはってあり、どこに何が置いてあるかやどこに片づけたらよいかなどわかりやすく工夫されているコーナーも見られます。トイレのサンダルがきれいに並べてあるのはどっちかなどと問いかけるようにサンダルの写真が掲示されていたり、靴箱の靴の並べ方や手洗いの仕方など、園内のさまざまなところで子どもが見て自分で気づいて行動できるような工夫が見られます。子どもの成長に合わせた、絵本やおもちゃの入れ替え、新たな手作りおもちゃの導入、子ども自らが主体的に選択できような設定など、職員がそれぞれに行っている工夫を園全体で共有化したり、他施設を見学する機会や研修なども取り入れ、さらなる環境設定の創意工夫をしてはどうかでしょうか。

●ヒヤリハット報告などのフォーマット改善で具体的な改善アクションにつなげられるようにすると良いでしょう

ヒヤリハットのゴールはヒヤリハットをゼロにすることではなく、たくさん集めて分析し、具体的なアクションにつなげることで、事故の再発防止や事故の予防を行うことです。現状のフォーマットは記載部分が多く時間がかかり、職員の負担が大きく、日常保育の中で記入することが難しく、たくさん集めることは難しい状況です。ヒヤリハットの起きた時間帯、場所、曜日、具体的な事項はあらかじめ、報告書にプレ印刷して、該当するところに丸印をつけるようにするなど簡単に完成できるようにし、その結果をクロス集計して分析することで、対策すべきアクションが明確になります。また、用紙は現場に置き、すぐ書けるようにすることも大切です。フォーマットの改善で具体的な改善行動に結びつけられるようにすると良いでしょう。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今回の第三者評価を受審するにあたり、職員全員が園の保育内容や取り組みについて振り返り、考えていく良い機会となりました。

保護者の方からのアンケートや訪問調査において、たくさんの気づきがあり、様々な意見や要望、思いを知ることができました。

いただいた意見は職員間で共有し、改善すべき所はしっかりと受け止めて参ります。

今回の評価を真摯に受けとめ、これを糧とし、今後もにじいろの家庭的な保育を大切にしながら自然の中で豊かな体験を重ね、子ども達が自分らしく生き生きと活動できるよう職員一同で努めて参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する保育の標準化の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				子どもの健康支援	27 子ども健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0				
29 食育の推進に努めている。	5	0				
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				129	0	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>こども理念、保育方針、「目指す保育園像」、「めざす子どもの姿」(保育目標)や園の運営方針が、園のリーフレット、入園のしおり、重要事項説明書、法人のホームページなどに明記されています。「めざす子どもの姿」(保育目標)には、自然に親しみ、情緒豊かな心を育て、知的興味をはぐくむこと、子どもが自ら考え行動し、意欲と根気のある子どもをみだし、子ども自らが主体的に行動し「やってみよう」と思う気持ちを育てること、仲間とかかわり、人を思いやる、相手の人権を尊重できる子どもをみだすことなどが明記され、法人や園の目指す方向を読み取ることができます。また運営方針には、児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場とするよう努めることが明記され、保育目標とあわせ、法の主旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念、保育方針、「目指す保育園像」、「めざす子どもの姿」(保育目標)が玄関や保育室、休憩室などに掲示されています。全職員に配付している「全体的な計画」にもそれらを明記し、職員会議や保育会議(カリキュラム会議)で周知徹底し、日常の会議でも確認しています。また、日常保育の中でも、クラスごとや乳児、幼児のグループごとに、理念や保育方針、保育目標に沿って保育の振り返りを行い、自らの保育実践を確認、反省しています。園内研修でも、人権擁護をテーマして、理念、保育目標とのかかわりも含め職員会議で話し合い理解を深めています。毎月の保育会議で指導計画の保育実践を話し合う際には理念・保育方針を具体化した保育目標と、月間の保育目標について振り返りを行っています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には、契約時に園の理念、保育方針、保育目標を掲載した入園のしおり、運営方針を記載した重要事項説明書を配付し、理念、保育方針、保育目標を説明するとともに、入園説明会、保護者会などでも理念、保育方針、保育目標についてわかりやすく説明しています。理念、保育目標などは園の玄関や保育室にも掲示し、朝夕の送り迎えの時間に確認できるようにしています。また、毎月の園だよりにクラスごとの毎月の保育目標を掲載したり、日々の保育実践は写真に撮り、園のブログに掲載し、保育の実践内容をわかりやすく保護者に伝えています。さらに、保護者との日常の会話の中でも保育内容を説明し、子ども一人ひとりの状況や成長に即して園の考え方を説明するように努めています。また、保護者の悩みに対し解決できるよう保護者に寄り添いつつ話をしています。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年の事業計画は前年度の反省をまとめた事業報告に基づいて作成しています。事業計画の大項目は理念、保育目標に沿った内容で、「仲間と関わり人を思いやれる子ども」「自分で考え行動し意欲と根気のある子ども」などです。大項目の下に「自己肯定感を大切に」「健康な体づくり」「主体的な遊び」「好奇心の芽生えを促す」など毎年、10項目前後の方針を持ち、養護2領域と教育5領域、健康・栄養管理、安全、保護者・地域子育て支援などを柱に計画し、事業報告でも事業計画に対応する項目の評価と反省を行っています。保育内容では、指導計画の自己評価と「保育士の自己評価」「保育園の自己評価」で具体的な評価と反省を行っています。今年度の事業計画では、地域の子育て支援のニーズが高いことから最重点として園庭開放、月2回の「にこにこ広場」での折り紙遊びなどの製作、紙芝居、わらべうたや育児相談などに取り組んでいます。市などの関連機関から、新保育所保育指針、地域の子どもの動態など、地域の事業環境、福祉事業全体の動向などを把握しています。また、見学者などの地域の声や、運営法人の情報から園庭開放、育児相談、育児講座などの地域の福祉ニーズについても把握しています。把握した事業環境などの情報、地域の福祉ニーズについて分析し、地域の保育園に入れないファミリー層の若い世帯が多いことを把握し、園の課題として園の子育て支援として園庭開放、育児相談などを増やすことなどを具体化しています。</p>		

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>計画策定にあたっては、保護者とのコミュニケーションの場などで把握している保護者の意向や職員の意見を考慮しています。毎年年度末に園長、主任、副主任と専門リーダーと呼ばれる保育士、栄養士の5人からなる「リーダー会議」でそれらを含め、次年度の計画について話し合い、園長が計画案をつくります。計画案は運営法人の承認を得て、毎年3月の職員会議で周知しますが、計画決定後であっても職員の意見は柔軟に取り入れています。非常勤職員とのコミュニケーションを強化すべきとの職員の意見から、主任が非常勤職員の管理担当となって非常勤職員にも保育会議の内容を周知しています。事業計画の進捗は、毎月の職員会議、課題によって保育会議で確認し、着実な実行に取り組んでいます。毎年2、3月にリーダー会議などで話し合われた事業計画の進捗状況に基づき、事業報告の内容を整理し、職員の意見を踏まえ、年度末に事業報告としてまとめています。パートの意見も年2、3回のパート会議の意見を主任がまとめリーダー会議に反映させます。計画決定の際に話し合った内容は、職員会議で伝え、決定した方針や課題は事業計画として全職員に配付して周知徹底するよう努めています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長、主任は、理念、方針の実践において職員全体で取り組むよう指導力を発揮しています。リーダー会議、職員会議は園長が、保育会議は主任が主催し、事業計画の具体化や実践など、日々の業務の進捗確認の先頭にたっています。またクラス会議や乳児、幼児の各会議など職員が各種会議で話し合いをし、共通認識となるようにしています。パート担当を主任として、パート職員の意見が反映できるように努めています。職員が主体的に課題に取り組むことや自主的な創意や工夫が生まれやすいよう、職員の意欲を大切に提案しやすくしています。今年の夕涼み会は予定日が天候不順で雨の日にぶつかってしまったため室内実施でやることも限られたため、職員の意見から、夕涼み週間として取り組みました。夕方にヨーヨー釣りなどを数日連続で行うなどの工夫をし保護者からも歓迎されました。研修は内部研修を定期的実施するとともに外部研修も全職員が年3、4回参加できるようにしています。また事前に年度目標や自己評価などを成長支援評価シートに記入したうえで、全職員に面接を年2回行い、本人の保育の悩みや今後の希望を聞くとともに助言も行っています。そのうえで自己目標の達成度や評価者の評価と自己評価が一致するよう話し合い、公平に評価できるよう工夫しています。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の書棚には理念や人権擁護、あるべき保育の姿などがまとめられた「保育ガイド」があります。職員にはその中から、必要に応じて内容ごとに都度プリントして配布します。「保育の責務と倫理」の項には子どもの最善の利益の尊重やプライバシー保護が明記されており、これをプリントし配付して職員会議や園内研修で周知しています。就業規則には守秘義務は個人情報保護、人権擁護・虐待防止などが明記され全職員に配付し周知しています。就業規則や「保育ガイド」に基づき、入社時の法人研修などで人権擁護・虐待防止、守秘義務、個人情報保護などについて徹底しています。また人権擁護と虐待防止についてはその重要性を認識し、毎年園内研修で周知しています。プライバシー保護の考え方については職員会議で周知しています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「保育者の心がけ」という文書に園の人材像を明示しています。この文書には、理念を実現する視点から、広い視野、客観的な目、プロとしての自覚、知識の吸収、コミュニケーションの重視などの内容が明文化されています。職務権限は法人の運営規程に園長、主任、保育士、栄養士などの、それぞれの職務権限が明確にされ、全般的な管理は園長が行い、主任は園長を補佐するとともに、保育全般を統括すること、保育士は日々の担当保育に責任を持つことなどが明記されています。職員評価の考え方と評価項目は成長支援評価制度に示され職員に周知されています。この制度は今年度から試行としてすでに開始し、実施前には園長から文書を配付して制度の説明を職員会議で行い透明性に努めています。試行の内容を踏まえ、改善しながら本実施する予定です。毎年、面接前に年度目標や自己評価などを成長支援評価シートに記入したうえで、全職員に面接を行い、目標の確認、目標の達成度や評価者の評価と自己評価が一致するよう話し合い客観性が確保できるようにし、年度末に評価結果を職員に説明しています。</p>		

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の有給休暇の消化率や時間外データ管理は園長、主任がタイムカードの記録を基に行っています。職員ごとの有給休暇の消化率や時間外データにより、有給休暇をとりやすいよう職務調整をして取得を促しています。データは法人にも送られ、本部からも有給休暇の消化率の低い職員や残業の多い職員のチェックがされ、これにもとづいて具体的な改善計画につなげています。園長、主任が日常的に職員に声かけを行うとともに、年2回の面談で職員の意向・要望を聞き取るなど相談がしやすい職場環境作りとなるよう工夫しています。福利厚生ではインフルエンザ予防接種の補助、健康診断、入寮制度、帰郷交通費補助制度などを実施し職員から歓迎されています。慶弔金規程や福利厚生業者に委託し、映画などの割引の制度などを整えています。さらに育児・介護休暇制度の取得を励行しています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念に沿った保育実践を旨とし、2018年度から2020年度までの園の3年間の中期計画の中に「キャリアパスの推進」「リーダー層の育成」「研修の充実」を位置づけています。協調、積極性、責任、正確性、伝達などの成長共有評価、目標達成などのチャレンジ共有評価の項目により、1～3等級、園長級の職種別、階層別の能力基準を明示しています。成長支援評価シートで目標とリンクした職員ごとの「身につけたい資質」「受講させたい研修」を設定し、そのうえで個別研修計画を整備しています。職員は計画に基づき、わらべうた、手遊び、年齢別発達理論、障がい児、安全、運動発達、管理者研修など全職員が多様な外部研修を年3、4回受講しています。個別研修計画は毎年行う全職員の自己評価、面接の内容に基づき、理念に沿った充実した内容になるよう園長、主任が見直しています。新任職員には担当者がつきOJT研修を行う仕組みがあります。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は入社時、法人の新任者研修を受講しています。新任者研修では運営方針にある、児童福祉法に基づいた、子どもの最善の利益を考慮することや、子どもの福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場とするよう努めること、法の主旨や人権擁護、自立支援について学んでいます。日常の業務において子ども自らが主体的に行動し「やってみよう」という気持ちを育てよう、援助方法、食事の進め方などについて職員会議で確認し合い、子どもの意思を尊重した保育にあたっています。また毎年「保育士の自己評価」で各職員が自らの言動について振り返りを行っています。また、子どもの状況については組織的に話し合っており、その兆候を疑う場合はただちに園長、主任に連絡することが徹底され組織的に対応し人権擁護、虐待防止に努めています。また毎年、園内研修で人権擁護と虐待防止の園内研修を実施し、日常の保育で虐待が疑われる場合には、市を窓口にして家庭児童相談室に連絡・相談できるよう日常的に担当者で連絡を取り合うこととしています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営法人の個人情報保護方針はホームページに掲載しており、これにもとづいた「個人情報使用承諾書」には「保育に必要な書類、保育施設内の掲示」など個人情報の利用目的と範囲を明記し、保護者に配付しています。承諾書には保護者から求めがある場合は情報開示に応じることが明示されています。園の利用案内や重要事項説明書を保護者に説明する際に、個人情報保護方針と同様の詳しい内容を説明し個人情報使用承諾書の提出をお願いしています。実習生、ボランティアや職員には個人情報保護法の主旨や重要性について説明し、個人情報を保護することや守秘義務を守ることを周知したうえで、それらについての承諾書を提出してもらっています。</p>		

13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者の満足度については日常の保護者との会話や懇談会などから把握するとともに、毎年1回、保護者アンケートを実施し、園運営への意見を把握し、そのまとめを保護者に配付しています。そのほか、行事アンケートにより行事の満足度を把握し、その結果もまとめ保護者に配付し周知しています。保護者からのアンケートにあった「給食のレシピを公開してほしい」との要望に関しては、職員会議で話し合い、レシピ公開の準備を行ったうえで実施するなどサービスの改善につなげ満足度向上に努めています。保護者などが要望を言いやすいよう、個別面談を実施したり、声掛けに努めています。相談の内容は「個別面談記録」に記録し、職員間で共有しています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者からの苦情は、日々の保護者との会話や玄関に設置しているスマイルボックス(ご意見箱)、アンケートなどから把握しています。入園時に保護者に配付する重要事項説明書には「苦情・要望等に係る相談窓口」の項目に苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の各氏名と電話番号が明示されています。また「苦情解決システム」という苦情のフロー図が掲載されたマニュアルも玄関に掲示されています。「苦情・要望等に係る相談窓口」「苦情解決システム」には市などの外部の連絡先も掲載するとなお良いでしょう。苦情等については「苦情解決システム」のフロー図に沿って、苦情への対応、原因究明、再発防止が行われることになっており、その内容について職員に周知しています。相談、苦情に関しては「苦情報告書(ご意見)」に記録され、職員会議で対応について話し合い、その解決に取り組んでいます。雨といの水漏れで子どもを連れて入りづらい」との苦情については職員会議で話し合い、雨といの清掃により改善し、保護者にも報告し納得してもらっています。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の質については保育日誌、週案、保育月案、年間保育指導計画、全体的な計画のすべてに、自己評価の項目を設けており、自己評価を定期的に行う体制を整え実施しています。また、これらとは別に保育内容に沿った項目で「保育士の自己評価」を行っています。さらに「保育所の自己評価」を毎年行い、保護者に開示しています。職員が行った自己評価に対しては、園長が職員一人ひとりと面接を行って、評価の視点を話し合い、お互いの評価が一致し納得が得られるようにしています。法人の保育所の自己評価表を活用し、保育理念や人権、保育の計画及び評価、子どもの発達援助、保育の内容食事・食育、安全管理、健康・衛生管理、保護者・地域に対する支援、保育の質の向上・社会的責任について園の自己評価を実施し、だれでも閲覧できるよう事務所前に公表しています。第三者評価は5年ごとに受審し、その結果は県のホームページに公表され、保護者にも結果をファイリングしたうえで玄関に設置する方法で公表しています。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>冊子になっている保育ガイドには、人権の遵守、守秘義務、長時間保育など項目ごとに職員の配慮事項や業務の基本や手順が明確になっています。危機管理、事故防止などの各マニュアルはファイルごとに事務所のロッカーに保管されており、必要ときに閲覧できるようになっています。保育ガイドはその都度、サービスに関わる部分を全職員に配付し、職員が確認できるようになっています。新人育成やパート職員育成は主任が担当しており、おむつ替え時はカーテンを閉めるなど園で大切にしている事を伝えるときに保育ガイドやマニュアルを活用しています。保育ガイドは毎年法人が見直ししています。プールが始まる前の時期に、プールに関するマニュアルの見直しを行うなど園のマニュアルもその都度見直し、園長、主任、副主任が、職員の意見を聞き取りながら、毎年マニュアルの改訂や作成を行い、決定したことは職員会議やパート会議にて全職員に伝えています。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園のホームページにていつでも見学できることや連絡先、園の開園時間や一時保育についてなどを案内しています。園の「にじいろブログ」で日ごろの子どもたちの様子を写真入りで配信しています。電話での見学の問い合わせには園長や主任が対応しており、園内見学を希望された方には、パンフレットを渡し園の概要を説明しながら、園長、主任が園内を案内しています。入園だけでなく子育て支援にもつながるよう、子育て支援の活動予定や子どもと楽しめる歌や絵本の紹介が掲載されている「にじいろだより」を配付し、毎月2回開催している「にこにこ広場」や育児相談の案内も行っています。離乳食についてなど相談を受けた場合は、必要に応じて栄養士が対応するなど、見学者のニーズに応じて対応しています。</p>		

18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の開始にあたり入園説明会を土曜日に設け、親子で来園する機会を作っています。入園のしおりや重要事項説明書などの書類を配付し、園長が理念、保育方針、保育目標や入園に関する説明を行っています。入園のしおりは、園で使用する持ち物の写真を掲載し記名する場所なども一つ一つ丁寧に説明しており、わかりやすく伝わるよう工夫しています。説明内容に対して個人情報使用承諾書や重要事項の説明に関する同意書を提出してもらいます。説明会の際に、保護者が記入した調査票をもとに、園長、主任、副主任が親子面接を行い、保護者の意向を確認しながら面接シートに記録しています。また、保護者が記入したアレルギーに関しての書類をもとに、栄養士が親子全員と面接を行い、子どもの体質やアレルギーに関して家庭で注意していることや園に伝えたいことなど保護者の意向を確認しています。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などを含んで作成されています。さらに、長時間保育や人権について年齢別の内容を含み詳細に作成しています。園の周辺は中高年代層家庭が多かったのですが、近年、中高年代層の親と一っしょに住む、若い年齢層家庭が増えつつあります。園は、親子で安心して遊べる場所を求める子育て世帯が増えていると地域の実態を捉えています。園の周辺には自然や公園も多いため、保育の中で公園へ散歩に出かけ自然とふれあう機会を多く作り、地域の子育て家庭に対し、園庭開放や子育てひろばを実施し、地域の住民にも行事への参加を呼び掛けています。近隣の高齢者施設を訪問し、園に招待するなど地域の人々とのかかわりを大切し計画に取り入れています。計画は、各クラス会議やリーダー会議などで検討し、職員会議やパート会議にて全職員の共通理解を図っています。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づき、年間指導計画、月案、週日案計画が作成されています。0～2歳児や配慮が必要な子どもに対して、子どもの育ちや配慮、家庭への支援について個別計画を作成しています。季節の変化を感じたり、さまざまな学年の子どもたち同士のかかわりが深まるよう、園周辺の豊かな自然を生かし異年齢で散歩に出かけたり、落ち葉などの自然物を製作で使用するなどしています。育てる、観察する、作る、食べることの経験を促し食への興味関心を高められるよう、食育計画やクッキング計画書を作成し、園庭の畑にてきゅうりやピーマン、さつま芋やじゃが芋などの野菜作り、スイートポテトやピザなどのクッキングを行っています。畑で栽培するものは、子どもたちと担任が話し合っ決めて決めるなど計画の見直しや改善を行っています。各計画に対しても自己評価の欄を設け、実践に対しての振り返りを行っています。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>0歳児クラスには月齢の低い子どもが安心して動ける畳のスペースがあり、4、5歳児クラスは仕切りを外して体操活動などが行える広々としたオープンスペースにすることができると、発達段階に合わせた室内環境を整えています。各クラスにマットなどで区切られたコーナースペースがあり、絵本、ブロック、ままごと、人形、積み木などの遊具が用意されています。子どもたちが自ら好きな遊びを手にとったり、片づけたりできるよう、それぞれのおもちゃのイラストや写真が貼ってある入れ物などに遊具を用意したり、手作りで作った階段やキッチンを用意し、子どもの動きや遊びのイメージが膨らむよう工夫したりと、それぞれのクラス担当職員が環境を設定しています。成長の段階や学年によって遊びの興味関心は違いますが、絵本やおもちゃの入れ替え、遊具の並べ方など環境設定について、職員がそれぞれに行っている工夫を園全体で取り入れるよう期待します。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭に子どもたちがチューリップの球根を植え水やりを行ったり、園の畑でさつま芋や夏野菜などを栽培したりしています。散歩先で見つけた落ち葉を使って、製作するなど自然物を遊びに取り入れています。動物を原因としたアレルギーのある子どもに配慮しながら、園内で金魚、かめ、ざりがになどの生き物を飼育したり、年に2回移動動物園が来園し子どもたちが犬の散歩体験などを行ったり、心臓の音を手で感じたりするなど、生き物に触れ合う機会を作っています。年間を通して運動会や生活発表会、餅つきやクリスマス会などのさまざまな行事を行っており、夕涼み会やふれあい会では地域の方を誘って交流を深めています。近隣の高齢者施設の方が来園し絵本の読み聞かせを行ってくれたり、子どもたちが訪問し歌や手遊びをいっしょに行うなどの交流も行っています。3～5歳児は大型バスや電車などの公共機関を利用して遠足に出かけたり、近隣の消防署に遊びに行ったりしています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>けんかやトラブルが発生した場合には、思いを受け止めたり、年齢の大きい子に対しては、相手の気持ちはどうだったかを考えさせたり、自分の意見が伝えられるよう促すなど、互いに認めあえるよう個々の様子に応じた対応をしています。5歳児を隊長とした異年齢グループ「にじいろ探検隊」で散歩に行く際には、5歳児が3、4歳児に交通ルールを伝えるなど子どもたち同士のかかわりの中で社会的ルールを学ぶ機会を作り、職員は子ども同士の教えあう関係を見守るようかかわっています。靴箱やトイレには靴のきれいな並べ方の写真が掲示されており、子どもたちが見て気づいて行動できるような工夫がしてあります。朝の会の挨拶や給食の配膳など年齢に応じて当番活動に取り組んでいます。クリスマス会や七夕会などでは、異年齢が同じテーブルで食事をしたり、運動会に向けて3～5歳児を2チームに分け全員リレーを行うなど、異年齢の子どもの交流が行われています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各クラスの担当が集まって行う保育会議では、作成している個別指導計画にもとづき、クラスの中で気になる子どもの様子について伝え合う機会を作っています。気になる子どもについては子ども同士の思いやりが生まれ、他の子どもと自然に交じり合えるよう配慮しています。また、正規職員が全員揃う職員会議の中でも、気になる子どもの様子について伝え合う機会を作り、園全体で子どもの様子について把握しています。園内研修の中で配慮を必要とする子どもの保育についてをテーマに取り上げ、個々の特性に合わせた保育について意見を出し合い、話し合ったことを実践し、その結果について振り返りを行っています。月に1回法人の臨床心理士が巡回指導を行い、子どもの保育の様子について担当職員と面接を行っています。保育参観の懇談会やクラスだよりなどで、就学に向けて経験させたいことについてなどのさまざまな情報を保護者に伝えています。また、年に2回保護者と面接する機会を作っており、子どもの様子について共通理解を図っています。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>長時間保育の子どもについては、引き継ぎ事項はクラスごとの伝達ファイルに記録し、保護者からの伝達や子どもの様子などが園全体の職員に引き継ぎできるよう、朝礼や終礼を実施しています。朝礼は毎朝園長、主任、0～2歳児担当職員、3～5歳児担当職員、早番担当職員で行い、伝達ファイルに記録された引き継ぎ事項を読み上げ、各担当クラスの職員に伝達ファイルを手渡しています。長時間保育の様子や出席状況、夕方の補食利用者については延長保育日誌に記録し、園長、主任が確認しています。担当職員も園内研修に参加し、必要な場合は外部研修にも参加できます。長時間保育を利用する子どもの人数によって、クラスごとや異年齢で過ごすなど安全に過ごせるよう配慮しています。また、日中の保育とは遊具を変え、人形やパズルなど子どもたちがゆったり遊べる環境を整えています。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育参観は年1回行われ、園での子どもの様子を参観したり、親子遊びや給食の試食、懇談会などを行っています。保育参加の内容や回数などについて、来年度に向け検討を行っています。クリスマス会や誕生会など保護者が参加し、子どもの様子を見学できる機会も作っています。年に2回、全園児の保護者と担当職員が面接を行っています。面接の内容は個人面談票に記録し、園長、主任に報告しています。近隣の小学校にあるビオトープ(野生動植物の安定した生息地)へざりがに釣りに行ったり、学校内の図書室などに行くなど学校内探検を実施し、学校の雰囲気を知る機会を作っています。小学校の運動会に参加するなど小学生との交流も行っています。市の研修を通して、小学校教員との情報交換を行っています。保育所児童保育要録は小学校へ届けるだけでなく、特別配慮が必要な場合は、面接にて詳しく申し送りを行っています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間保健計画を作成し、年に2回内科健診、年に1回歯科健診を実施しています。また、0歳児は月に1回嘱託医が乳児健診を行っています。それぞれの健診結果は、健康記録カードに記録し、保護者に知らせています。保護者からの情報とともに、登園時及び保育中の子どもの健康状態は、連絡帳や保護者との情報共有アプリを活用して記録し、保護者との情報共有を図っています。子どもの体調に変化が見られた場合は、園長、主任に報告し、必要に応じて保護者に連絡しています。登園や降園の様子を担当職員だけでなく、園長、主任も観察し、不適切な養育や虐待などが疑われていないか早期発見につながるよう対応しています。虐待が疑われる場合は記録します。園長、主任に連絡し、必要な場合は市につなげるよう仕組みが整えられています。虐待防止研修に参加し、職員の意識の向上と予防対策に努めています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中にひじの関節が抜けたり、歯をぶつけたなどけがが発生した場合は、子どもの状況を保護者に連絡するとともに、園の近隣にある嘱託医に連絡し、必要に応じて受診するなど適切な処置を行ったうえで、市や保健所など必要な連絡を行っています。園内で下痢や嘔吐が発生した場合は、感染症の情報を各クラスの出入りに掲示し、保護者に連絡してうがいや手洗い慣行など予防処置を促しています。子どもが使用する水道にはイラストで書かれた手洗いの手順が掲示されており、子どもたちにわかりやすく伝える工夫を取り入れて感染予防を促しています。事務室の奥にカーテンで仕切られた医務室があり、簡易ベッドや救急用品が常備されています。各クラスに嘔吐処理セットが用意され、胃腸炎が流行しやすい時期にはどの職員も対応できるよう、園内研修にて実際に嘔吐処理のシミュレーションを行っています。また与薬については、医師法17条の制約の範囲で園長もしくは主任が対応しています。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>年齢ごとの食育年間計画やクッキング計画書を作成し、年間計画、月案の中で食育の項目を設け、反省の欄で評価及び改善に努めています。子どもたちと担当職員が話し合って畑で栽培する野菜を決めるなど、子どもたちの意見を計画に取り入れていきます。お米を育て、稲刈り、米とぎやおにぎり作りを行うなど、「育てる」「収穫する」「触れる」「調理する」というクッキング体験を通して、栄養士や調理員と子どもたちとが交流を持ち、食物を作る人、調理する人に対する感謝の気持ちの育ちにつながるよう取り組んでいます。食物アレルギーのある子どもに対して、トレーに顔写真とアレルギーのある食材を明記し、1人用のテーブルにて食事ができるよう、誤食防止に努めています。除去食が提供される日は、クラスの職員全員が白いエプロンを身に付け、食べこぼしやエプロンについた食材を誤食しないよう注意しています。アレルギー対応フローに基づき、配膳から片付けまで調理場とクラス担当職員とが確認しながら対応しています。食事の量や嫌いなものは、「もう少し食べられるかな」「一口食べてみようね」と促すことはあっても、強制はせず、落ちついて食事を楽しめるよう保育士が適時に声かけをしています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の各保育室には温湿度計を設置し、冷暖房機により夏は25℃、冬は23℃前後になるよう室温を調整し、湿度も60%程度に保つよう冬は加湿器を設置して調整しています。換気は適時に窓を開閉して換気に努めています。窓には何もはらないようにして採光に配慮しています。午睡の際は、音楽はかけていません。保育士の声も抑制が効き、優しいトーンで子どもに話しかけていますが、訪問調査の際に一部ですが声が少し大きめと感じる場面に遭遇しました。保育士の声も環境であり、引き続き、適度な声の大きさ、トーンに心がけるよう期待します。声の子どもが汗をかいた後や服を汚してしまったときには着替えをこまめに行うよう励行しています。遊んだ後などの手洗いやうがいを励行しています。室内やトイレの清掃・消毒は毎日行い、清掃チェック表に記録しています。また保育室、廊下など施設内はいつも整理整頓がなされ快適に過ごせる環境を整えています。プールは感染予防のため消毒液で消毒しています。おもちゃの消毒は毎日行い、布製のものは定期的に洗濯しています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故対応マニュアルを整備し、職員会議で周知しています。マニュアルにはプールや公園なども含む施設内外の安全対策を掲載しています。事故報告書、アクシデントレポート、ヒヤリハットを記録・分析し再発防止に取り組んでいます。事故発生時にも随時の会議が開催され再発防止策を検討しこの内容は職員会議で報告され、職員会議でもヒヤリハット事例やアレルギー食の誤食など他施設での不適切な事例の新聞記事で報告し話し合っています。散歩の際には公園の滑り台、ブランコ、砂場などに危険箇所がないか点検し、年齢別に事故防止策を具体的なチェック表にし、定期的にチェックすることで事故の未然防止に努めています。不審者対策として警察や隣接する施設と連携して年3回の不審者訓練を行っています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>災害対応マニュアルと防災計画に基づき、災害等の発生時の指揮命令系統を明確にしており、災害時の任務分担も明示しています。全職員が迅速な対応ができるよう園独自の防災計画を作成し周知しています。避難訓練計画、消防計画を作成し、毎月、地震、火災、風水害、津波の訓練をさまざまな想定で実施しています。消防署と連携し消火訓練や通報訓練を行っています。消防車が園に来て、子どもたちにも防火について教えています。また避難訓練の場面を想定し、自治会にも協力をお願いしています。園内には消火器や非常の際の市、県、法人など関係機関への通信環境が整備されています。保育室の収納庫の扉は地震の際に開かないようになっており、棚など重量物は転倒防止策を施してあります。非常時の職員連絡網や保護者へ一斉メール配信ができるよう体制を整えています。夜間の対応は警備会社と契約するなどの対策をとっています。</p>		

33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>育児相談、育児講座、体験保育、園庭開放などの地域の子育てニーズについては、行政や見学者、保護者、運営会議、民間保育園園長会議などから把握しています。把握したニーズも考慮し、事業計画の中に子育て支援の取り組みを位置付け、担当保育士を決め、具体化しています。「にじいろルーム」を使い一時保育を行っています。「にじいろ広場」の名称で地域の子育て家庭を対象にした子育て支援活動を行っています。毎月2回絵本の読み聞かせ、製作、健康や離乳食などの育児講座や戸外遊びなどを行って地域から歓迎されています。子育て支援のニュースとして「にこにこだより」を毎月発行し、今月の予定や排泄、かみつきなどの子育ての悩みにワンポイントでアドバイスする記事などを掲載し、園外に張り出したり、見学者や来園した地域の親子に配付し情報提供しています。消防車が園に来て子どもたちを乗せてもらうなど交流し、運動会や夕涼み会では自治会や地域の子育て親子も参加しました。また園の畑でとれたさつま芋を園庭で焼く「焼き芋の会」には今年は7組の親子が参加するなど地域の人々と交流を広げています。</p>		